

愛国浄水場更新事業

落札者決定基準

平成26年8月29日

釧路市上下水道部

目 次

第1章 落札者決定基準の位置づけ	1
第2章 事業者の選定方法	1
第3章 落札者決定の手順	1
1. 落札者決定までの手順	1
2. 各審査の内容	1
(1) 一次審査：入札参加資格の確認	1
(2) 二次審査：水処理技術提案審査	3
(3) 三次審査及び総合評価	3
3. 落札者の決定	5
別紙－1 三次審査における評価内容	

第1章 落札者決定基準の位置づけ

本落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）は、釧路市（以下「当市」という。）が、DBM方式（Design Build Maintenance）で行う事業として、愛国浄水場更新事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を総合評価一般競争入札方式により募集及び選定するにあたり、落札者を決定する方法及び基準を示すものである。

第2章 事業者の選定方法

優秀提案選定のための審査は、公平性及び透明性を確保するとともに、客観的な評価等を行うために設置している「釧路市愛国浄水場更新事業者選定委員会」（以下「当委員会」という。）において行い、これを踏まえ、当市で落札者を決定する。

なお、当委員会の委員は、次のとおりであり、本入札に参加する者（以下「応募者」という。）が落札者決定前までに、本事業について当委員会の委員に対して直接及び間接を問わず接触を試みた場合は失格とする。

- （委員長） 眞柄 泰基 学校法人トキワ松学園理事長
- （委員） 小笠原 紘一 全国簡易水道協議会技術アドバイザー
- （委員） 佐野 修久 釧路公立大学地域経済研究センター教授
- （委員） 松井 佳彦 北海道大学大学院工学研究院環境創生工学部門教授

第3章 落札者決定の手順

1. 落札者決定までの手順

落札者決定までの手順は、図3-1のとおりである。

2. 各審査の内容

審査は、一次審査（入札参加資格の確認）、二次審査（水処理技術提案審査）、三次審査の順に実施する。各審査の内容は、次のとおりである。

なお応募者は、当市の求める愛国浄水場更新事業を遂行できる技術的能力、資力、信用及び実績を有する複数の企業により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。

（1）一次審査：入札参加資格の確認

ア 入札参加資格確認申請書等の確認

当市は、応募グループに求めた入札参加資格確認申請書等が全て揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りではない。

イ 入札参加資格要件の確認

当市は、応募グループが入札説明書に記載した入札参加資格要件を満たしていることを確認する。入札参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

確認内容は、次のとおりとする。

- ・応募者の構成等：入札説明書「応募者の構成等」の各項目
- ・応募者の資格要件：入札説明書「応募者の資格要件」の各項目

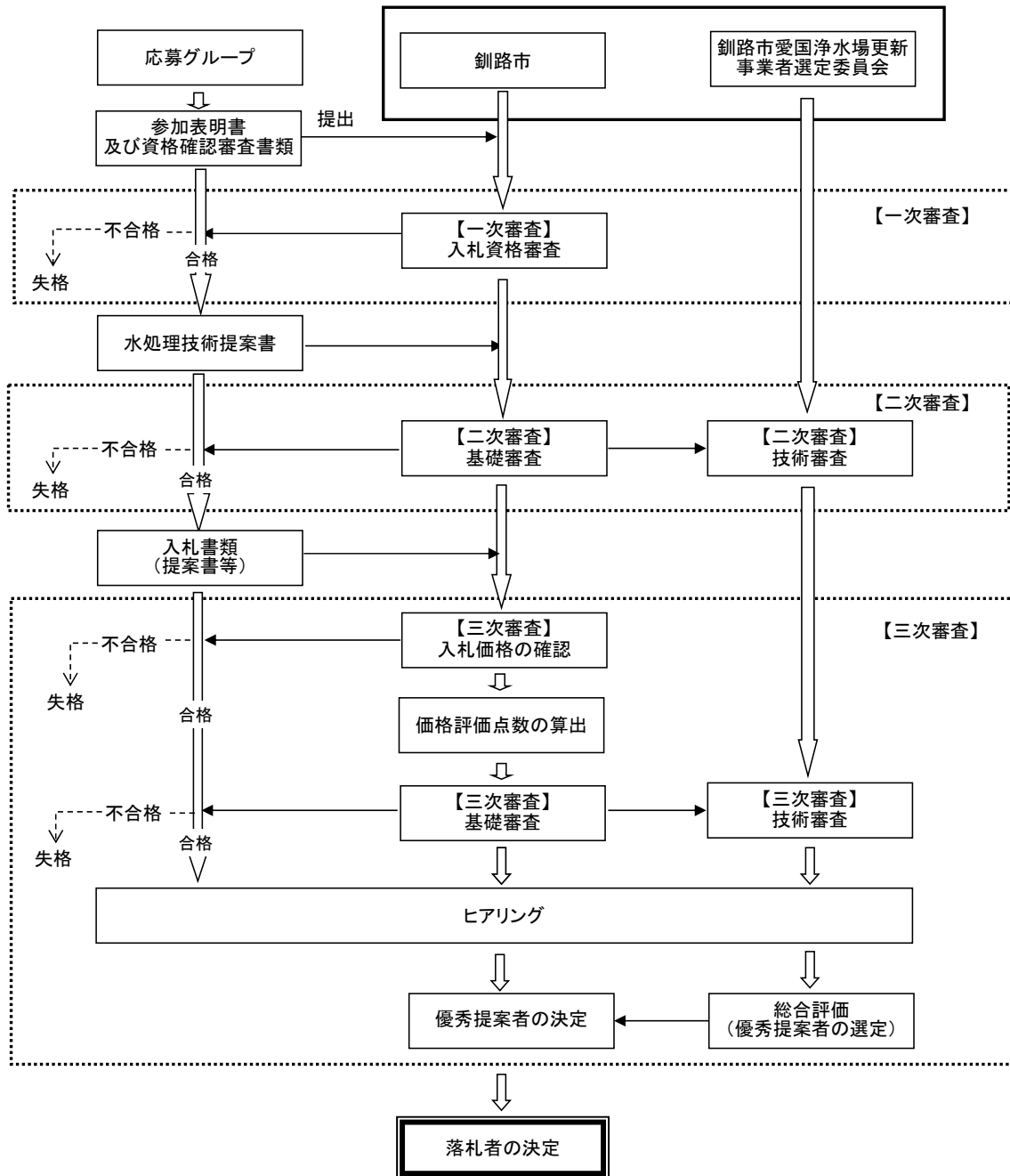


図 3 - 1 落札者決定までの手順

(2) 二次審査：水処理技術提案審査

ア 基礎審査（業務要求水準達成の確認）

当市は、応募グループを対象として、提案した水処理技術等の提出書類が全て揃っていることを確認する。

イ 技術審査

提案した水処理技術等の内容について、当委員会が「入札説明書添付資料（1）業務要求水準書」に定めた要求水準を満たしていないと判断した場合は失格とする。

なお、本審査で審査項目は次の通りとする。

表3-1 二次審査項目及び審査の視点

審査項目	主な審査の視点	様式
1.浄水処理フロー	業務要求水準書に示す原水水質及び目標浄水水質と浄水処理フロー。	様式Ⅱ-1
2.採用、設定理由	浄水処理プロセスの採用理由、使用薬品の考え方、薬品注入率等。	様式Ⅱ-2
3.膜洗浄方式	膜の物理洗浄、薬品添加逆流洗浄、薬品洗浄の考え方等。	様式Ⅱ-3
4.基本図	場内配置図、施設平面図、断面図。	様式Ⅱ-4

(3) 三次審査及び総合評価

各応募グループについて、価格評価点及び技術評価点を合計し、総合評価点（満点：1,000点）を算出し、優秀提案を選定する。

ア 入札時の提出書類の確認

当市は、応募グループから提出された入札時の提出書類が全て揃っていることを確認する。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りではないが、追加提出を求める。

イ 入札価格の確認

当市は、応募グループが提出した入札書に記載された入札金額を確認する。予定価格を超える場合は失格とし、低入札調査基準価格を下回る場合は釧路市建設工事低入札調査価格設定要領により調査を行う。

ウ 基礎審査（業務要求水準達成の確認）

当市は、入札金額が予定価格の範囲内で履行可能な応募グループを対象として、

提案内容を確認し、要求水準を満たしていない場合は失格とする。

エ 価格評価点の得点化方法

価格評価点は最高300点とし、DBM対象の入札金額による入札価格評価点と土木建築の概算工事費による土木建築価格評価点の合計とする。

最も低い価格を提示した応募グループの評価点を満点として、次の方法により得点化する。

- ・ 価 格 評 価 点 = 入札価格評価点 + 土木建築価格評価点
- ・ 入 札 価 格 評 価 点 = (最も低い入札金額 ÷ 応募グループの入札金額) × 200
- ・ 土 木 建 築 価 格 評 価 点 = (最も低い提案金額 ÷ 応募グループの提案金額) × 100

(ア) 価格評価点は、小数点第2位以下を四捨五入し小数点第1位までを求める。

(イ) 土木建築の概算工事費については、応募グループは算定の根拠を示し、当市が妥当性を評価する。

オ 技術審査

この技術の評価においては、応募グループが提出した提案内容を審査項目及び配点に基づき、得点化(以下「技術評価点」という。)する。審査項目、視点及び配点は、表3-2のとおりとする。なお、詳細な評価項目は別紙-1に示す。

カ 技術評価点の得点化方法

技術評価点は、評価項目ごとに以下のとおり4段階の評価を行い、得点化する。

- (ア) 技術評価点(合計)は、小数点第2位以下を四捨五入し小数点第1位までを求める。
- (イ) 必要に応じて当委員会にて事業実施条件を付加する。
- (ウ) 応募グループが1者の場合には、提案内容の妥当性を評価する。

判断基準	評価	得点化方法
当該審査項目について要求水準を満たしているほか、優れている点が認められる。	A	配点×1.0
当該審査項目について要求水準を満たしているほか、やや優れているが点が認められる。	B	配点×0.6
要求水準を満たしているが、優れている点は特に認められない。	C	配点×0.2
要求水準を満たしているが、軽微な改善を求める。	D	配点×0.0

キ ヒアリング

審査にあたり、当市が必要と認めた場合、応募グループに対し当委員会がヒアリングを実施する。

ク 総合評価点の算定

各応募グループについて、価格評価点及び技術評価点を合計し、総合評価点を算出する。

(ア) 技術評価点と価格評価点の合計は1,000点満点とする。

(イ) 技術評価点と価格評価点のウェイトは、7:3とする。

ケ 優秀提案の選定

(ア) 各応募グループの総合評価点が最も高い提案を優秀提案とし選定する。

(イ) 得点の合計が最も高い提案が2以上ある場合には、釧路市契約規則の施行について（平成17年釧路市庁達第3号）第2章第1節「7.規則第11条関係」により、応募グループにくじを引かせて選定する。

(ウ) 当委員会からの付加条件に対する応募グループの承諾をもって選定する。

(エ) 応募グループが1者の場合には当委員会の妥当性評価に合格し、かつ当委員会からの付加条件に対する応募グループの承諾をもって選定する。

3. 落札者の決定

当市は、当委員会の選定結果を踏まえ、優秀提案者及び落札者を決定する。

表 3-2 三次審査項目及び審査の視点

審査項目	主な審査の視点	配点	
1.事業計画		A=ΣA1~2	100点
①事業推進の確実性	事業全体工程、事業に係る品質、費用を確実にマネジメントでき、安定した事業を推進できる計画、体制かどうかを評価する。	A1	60点
②事業のリスク管理	事業者が負担する事業全般にわたるリスク対策について提案内容の具体性及び妥当性を評価する。	A2	40点
2.浄水場更新		B=ΣB1~5	420点
①水処理施設設計	浄水処理プロセスの考え方、能力、容量、注入率等について提案内容の具体性及び妥当性を評価する。	B1	265点
②水処理電気計装設備設計	システムの考え方、性能、操作性、切り替え時の安全性等について提案内容の具体性及び妥当性を評価する。	B2	80点
③土木建築設計	全体配置、動線（維持管理・見学者）、意匠、耐震・災害対策について提案内容の具体性及び妥当性を評価する。	B3	35点
④環境への配慮	新浄水場での省資源・省エネルギー及び工事期間中の近隣地区への配慮等について提案内容の具体性及び妥当性を評価する。	B4	20点
⑤工事・施工計画	施工手順、試運転計画について具体性及び妥当性を評価する。	B5	20点
3.浄水場の維持管理		C=ΣC1~5	150点
①保守点検	提案内容の具体性及び妥当性を評価する。	C1	20点
②修繕・消耗品調達	提案内容の具体性及び妥当性を評価する。	C2	20点
③薬品調達管理	提案内容の具体性及び妥当性を評価する。	C3	30点
④膜ろ過薬品洗浄	提案内容の具体性及び妥当性を評価する。	C4	50点
⑤その他維持管理	①~④以外の維持管理業務について、提案の具体性及び妥当性を評価する。	C5	30点
4.その他の事項		D=D1	30点
①地域貢献	地域経済及び地域活動への貢献に関する具体性及び積極性を評価する。	D1	30点
計		A+B+C+D	700点

別紙－1(1) 三次審査における評価内容(1)

審査項目			様式	評価のポイント		
大項目	中項目	小項目				
1.事業計画に関する提案	1-1.事業の継続性の確保	1-1-1.水道事業における同種実績を評価	(1)-1-③	(ア) 代表企業に、浄水場のDBM(DBO、PFI含むを一括発注方式)の契約実績が複数あるか (イ) 構成企業に、浄水場のDBM(DBO、PFI含むを一括発注方式)の契約実績が1件以上あるか (ウ) 構成企業に、SPCの代表企業としての運営実績があるか (エ) 構成企業に、北海道の表流水を水源とする膜ろ過浄水場の施工実績が1件以上あるか		
		1-1-2.事業遂行するグループ構成企業の管理運営能力を評価	(1)-1-④	(ア) 事業全体を遂行できる管理手法などの有効な提案がされているか (イ) SPCの事業運営に対して外部会計検査などのモニタリング手法が提案されているか (ウ) 設計、施工期間のSPC運営に関する対応が提案されているか		
	1-2.事業のリスク管理	1-2-1.事業全般にわたるリスク管理を評価	(1)-3	(ア) 設計、施工期間における想定リスクが具体的であり、明確な対策が計画されているか (イ) 維持管理期間における想定リスクが具体的であり、明確な対策が計画されているか (ウ) リスク対応方針・リスク管理の基本的な考え方が提示されているか (エ) リスク低減・回避・移転・保持のための手法が提示されているか		
2.浄水場更新に関する提案	2-1.水処理施設設計	2-1-1.浄水処理プロセスの考え方を評価	①浄水フロー	(2)-1 (2)-5	(ア) 実証実験等に基づいた釧路川に適する浄水処理フローが提案されているか (イ) 浄水処理プロセス全体としてバランスがとれた浄水フローが提案されているか (ウ) 原水の水質変動・将来の原水水質悪化への対応について考え方が提示されているか (エ) 水質事故時等に対応について考え方が提示されているか	
			②原水変動対応		(オ) 前処理について、各池の目的と使用方法について考え方が提示されているか (カ) 除マンガン設備について、ろ過及び洗浄方式について考え方が提示されているか	
			③前処理後処理		(ア) 活性炭の種別の選択理由及びその効果について具体的に述べられているか (イ) 注入率の設定根拠が具体的に示されているか (ウ) 原水水質変動時における活性炭注入率の考え方が示されているか (エ) 要求されている注入開始までの時間について設計根拠が具体的に示されているか (オ) 注入量低減の工夫が提案されているか	
		2-1-2.粉末活性炭吸着設備に関する考え方を評価	①膜ろ過システム	(2)-5	(ア) 提案している膜モジュールの国内実績があるか (イ) 膜ろ過設計条件(流束、逆洗頻度)の実験等に基づいた根拠が示されているか (ウ) ユニット数、系列数の決定について具体的に示されているか (エ) 膜の具体的な交換方法が示され、維持管理スペースを配慮した装置設計であるか (オ) 膜ろ過装置の損傷検知システムの概要と、損傷箇所を特定する方法が記載されているか (カ) 膜の洗浄(物理、薬品添加逆流、薬品)方法が具体的に示されているか (キ) 想定外の膜閉塞に対応する方法が示されているか	
					②交換、破断検知	(ア) 各薬品の注入率の設定方法について根拠が示されているか (イ) 原水水質変動時における薬品注入率の考え方が示されているか (ウ) 各薬品を確実に注入するための注入方式について考え方が示されているか (エ) 薬品の管理方法について考えが示されているか
					③洗浄、その他	(ア) 排水量とその性状が実験等に基づき示されているか (イ) 既設排水施設への影響を与えない方法が具体的に示されているか (ウ) 排水を場外へ放流する場合の処置方法が具体的に示されているか (エ) 水処理施設全体に対し、故障時に確実な運転が継続できるか (オ) 室内配管は、管廊等のスペースが確保されており、配管ルートや敷設が安全且つ合理的であるか
		2-1-3.膜ろ過設備に関する考え方を評価	①膜ろ過システム	(2)-5	(ア) 提案している膜モジュールの国内実績があるか (イ) 膜ろ過設計条件(流束、逆洗頻度)の実験等に基づいた根拠が示されているか (ウ) ユニット数、系列数の決定について具体的に示されているか (エ) 膜の具体的な交換方法が示され、維持管理スペースを配慮した装置設計であるか (オ) 膜ろ過装置の損傷検知システムの概要と、損傷箇所を特定する方法が記載されているか (カ) 膜の洗浄(物理、薬品添加逆流、薬品)方法が具体的に示されているか (キ) 想定外の膜閉塞に対応する方法が示されているか	
2-1-4.薬品注入設備に関する考え方を評価	(ア) 各薬品の注入率の設定方法について根拠が示されているか (イ) 原水水質変動時における薬品注入率の考え方が示されているか (ウ) 各薬品を確実に注入するための注入方式について考え方が示されているか (エ) 薬品の管理方法について考えが示されているか					
2-1-5.その他水処理施設設計に関する評価	(ア) 排水量とその性状が実験等に基づき示されているか (イ) 既設排水施設への影響を与えない方法が具体的に示されているか (ウ) 排水を場外へ放流する場合の処置方法が具体的に示されているか (エ) 水処理施設全体に対し、故障時に確実な運転が継続できるか (オ) 室内配管は、管廊等のスペースが確保されており、配管ルートや敷設が安全且つ合理的であるか					
2-2.水処理電気計装設備設計	2-2-1.電気設備(受変電・動力・自家発電設備等)に関する考え方を評価	(2)-6	(ア) 提案内容の妥当性、安全と信頼性に配慮した機器構成であるか (イ) 停電時や瞬停時においても、浄水場の稼動に影響を与えない電源設備であるか (ウ) 浸水対策、更新スペースが配慮された計画であるか			
			2-2-2.監視設備、制御設備に関する考え方を評価	(ア) 新施設、場内外既存施設の監視・操作が容易かつ安全にできるシステムであるか (イ) 監視カメラ設置場所と機器選定理由が明記されて妥当性があるか (ウ) 既設浄水施設との切替が安全且つ迅速にできるシステムであるか (エ) 既設水需要システムとの連携について配慮がなされているか		
				2-2-3.計装設備に関する考え方を評価	(ア) 測定する項目および設置場所と目的、機器選定理由が明記されて妥当性があるか (イ) 要求水準以上に有効な計装設備を計画しているか (ウ) 連続監視するにあたり耐雷、停電対策がされているか	
					2-2-4.太陽光発電設備に関する考え方を評価	(ア) 最大発電出力20kW程度が確保され、材質・寿命・保証期間の妥当性があるか (イ) 方位、傾斜角、間隔が発電効率を高める配置であるか

別紙－１（２） 三次審査における評価内容（２）

審査項目			様式	評価のポイント
大項目	中項目	小項目		
2. 浄水場更新に関する提案	2-3. 土木建築設計	2-3-1. 施設の配置計画に関する考え方を評価	(2)-3~4	(ア) 新施設が予定敷地内に納まり、各動線（維持管理、車両、見学者）に配慮した配置計画であるか (イ) 施設の設定水位、水の流れ（配管ルート）が合理的な配置計画であるか
		2-3-2. 意匠設計に関する考え方を評価	(2)-3~4	(ア) 要求された設備を配置し、適切なゾーニングが提案されているか (イ) 各水槽が要求されている構造、容量を確保するための根拠が示されているか (ウ) 室内の各動線（維持管理、機器の搬入、見学者）に配慮した計画であるか
		2-3-3. 災害対策に関する考え方を評価	(2)-3	(ア) 浸水対策が具体的に示されているか (イ) 緊急時の給水拠点化等の危機管理対策が具体的に示されているか (ウ) 天津波対策が具体的に示されているか
	2-4. 環境への配慮	2-4-1. 工事期間中における隣接区域に対する環境への配慮やイメージアップを評価	(3)-1	(ア) 工事期間中における騒音、振動、臭気、粉塵、排出ガス、及び排水対策が検討されているか (イ) 周辺住民への工事への理解やイメージアップの方策が具体的に提案されているか
		2-4-2. 新浄水場での省資源・省エネルギーを評価	(3)-2	(ア) 省資源に関する提案が具体的に示されているか (イ) 省エネルギー、温室効果ガス削減に関する提案が具体的に示されているか
	2-5. 施工計画	2-5-1. 施工手順、試運転計画について具体性及び妥当性を評価	(3)-1	(ア) 既設配水池撤去から試運転までの施工手順が具体的に示されているか (イ) 全体工期の算定が具体的であり、建設期間中に確認や協議すべき事項が示されているか (ウ) 既設浄水施設や送配水施設との設備の切替が安全に行える提案となっているか (エ) 試運転計画が示されており、試運転期間の既設設備への影響を考慮した提案となっているか
3. 維持管理業務に対する提案	3-1. 保守点検	3-1-1. 機械・電気・計装設備の保守計画を評価	(4)-1	(ア) 予防保全に重点に置いた保守管理計画であるか (イ) 設備の老朽度及び重要度を把握した保守計画であるか
	3-2. 修繕・消耗品調達	3-2-1. 修繕・消耗品調達の計画について評価	(4)-2	(ア) 修繕頻度について具体的に示されているか (イ) 消耗品について具体的に示されているか
		3-3. 薬品調達計画	3-3-1. 薬品の調達管理などの計画について評価	(4)-4
	3-4. 薬品洗浄実施計画	3-4-1. 薬品洗浄の時期と頻度を評価	(2)-5 (4)-3	(ア) 薬品洗浄時期、頻度に関する設定理由や効果が述べられているか (イ) 薬品洗浄方法が具体的に記載されており、容易性、安全性に配慮されているか (ウ) 薬品洗浄による膜差圧回復性の長期に渡る安定性について述べられているか
	3-5. その他維持管理計画	3-5-1. その他の維持管理業務について評価	(4)-4	(ア) 運転マニュアルについて具体的に考え方が示されているか (イ) 設備台帳システムについて具体的に考え方が示されているか (ウ) 各種計画策定について具体的に考え方が示されているか (エ) 水処理に係る指導・助言について具体的に考え方が示されているか (オ) 災害及び事故対応について具体的に考え方が示されているか (カ) 事業終了時の引継について具体的に考え方が示されているか
4. その他	4-1. 地域貢献	4-1-1. 地元企業の育成・活用に関する提案内容を評価	(5)-1	(ア) 地元企業の育成、活用に対する提案が具体的であるか (イ) 地元への経済効果に関する提案があること。 (ウ) 地域活動への貢献策が具体的に示されているか